



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ェ イ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 澤 創
(コード番号 4295 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 佐 伯 次 郎
T E L (03) 5464-7633 (代表)

株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用ならびに定款の一部変更について平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。また、株式分割の実施に伴い、平成 26 年 3 月期の配当予想を修正いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が平成 26 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株または 1,000 株に集約することを踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することにいたしました。また東京証券取引所は、有価証券上場規程第 445 条において望ましい投資単位の水準を 5 万円以上 50 万円未満と定めていることから、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて当社株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を、東京証券取引所の定める望ましい投資単位の水準に移行させることにいたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 21 期定時株主総会において下記 4. 記載の定款の一部変更についての議案が承認されることを条件に、平成 25 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式

株式分割前の発行済株式総数	1,196,000株 (平成25年3月末時点)
今回の分割により増加する株式数	10,764,000株
株式分割後の発行済株式総数	11,960,000株
株式分割後の発行可能株式総数	19,900,000株

(3) 分割の日程

基準日公告	平成25年9月12日(木)
基準日	平成25年9月30日(月)
効力発生日	平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成25年6月27日開催予定の第21期定時株主総会において下記4.記載の定款の一部変更についての議案が承認されることを条件に、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

(3) 単元未満株式の取扱い

株式分割および単元株制度の採用に伴い、株式分割後の100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、ご所有の単元未満株式を取引所市場で売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

① 単元未満株式の買増制度(100株への買増)

株主様が所有する単元未満株式と合わせて1単元(100株)となるよう、当社株式を売り渡すことを当社に対し請求できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は、東京証券取引所所有価証券上場規程第445条が望ましい投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めていること等から、現在の当社株価の水準を踏まえ、単元株制度の採用とあわせて1株を10株に分割する株式分割も実施いたします。

② 本定款の一部変更案は、平成25年10月1日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設するものであります。また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式についての権利)および第9条(単元未満株式の買増し)を新設し、これらに伴い現行定款第7条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものであります。

③ また、①に記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年5月28日開催の取締役会におきまして、本議案が平成25年6月27日開催予定の第21期定時株主総会で承認されることを条件として、1株を10株に分割する株式分割を、平成25年10月1日を効力発生日として実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。

④ 現行定款第6条の変更、第7条乃至第9条の新設およびこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条および第2条を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更案は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式数)	(発行可能株式数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,990,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,900,000株</u> とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u>
	第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
	<u>(単元未満株式についての権利)</u>
(新 設)	第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
	<u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
	<u>(単元未満株式の買増し)</u>
(新 設)	第9条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第7条～第37条 (条文省略)	第10条～第40条 (条文内容は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 第 6 条の変更、第 7 条乃至第 9 条の新設 およびこれに伴う条数の繰り下げの効力 発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u>
	<u>第 2 条 本附則は、前条の効力発生日をもって削 除する。</u>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日 (木)
定款変更の効力発生日	平成25年10月1日 (火)

5. 平成 26 年 3 月期の配当予想の修正

平成 25 年 5 月 14 日に公表いたしました平成 26 年 3 月期配当予想につきましては、今回の株式分割の実施に伴い、1 株当たり期末配当予想 50 円を 5 円に修正いたします。なお、今回の配当予想の修正は、株式分割に伴い 1 株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

	1 株当たり配当金 (円)		
	第 2 四半期末	期末	年間
前回予想 (平成 25 年 5 月 14 日公表)	50 円 00 銭	50 円 00 銭	100 円 00 銭
今回修正予想 (平成 25 年 5 月 28 日公表)	50 円 00 銭	5 円 00 銭	—
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	50 円 00 銭	50 円 00 銭	100 円 00 銭

以 上